

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
その翌日
に休み
たる日)

目 次

- ◇ 告 示 鳥取県婦人問題意識調査試験調査実施要領
- 生活保護法による医療機関の指定
- 生活保護法による指定医療機関の廃止
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 豚等の移入の禁止
- 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示
- 土地改良法による換地計画の適否の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 保安林の指定の解除予定(二件)
- 区画漁業権の免許の内容たるべき事項等

告 示

鳥取県告示第四百五十五号

鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)に基づき、鳥取県婦人問題意識調査試験調査を次の要領により行うので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和五十七年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県婦人問題意識調査試験調査実施要領

一 調査の目的

この調査は、昭和五十七年七月実施予定の鳥取県婦人問題意識調査の前に県内の一部の地区において同内容の調査を試験的に実施し、鳥取県婦人問題意識調査の内容、方法等に検討を加え、もつて当該調査の精度を高めることを目的とする。

二 調査対象

この調査は、鳥取市行徳の一部及び鳥取市大畑に在住する満二十歳から七十歳までの無作為に抽出した男女八十名を対象とする。

三 調査項目

この調査は、婦人に係る次の項目に関する県民の意識及び実態を調査する。

- (一) 社会参加について
- (二) 結婚について
- (三) 家庭について
- (四) 生活時間について

- (五) 生きがい・不安について
- (六) 男女平等・女性の地位向上について
- (七) 職業について
- (八) 地域社会について

四 調査方法

この調査は、鳥取市長の推薦を受けて知事が委嘱した調査員が、調査票を配布し、記入された調査票の提出を受けることによつて行う。

五 調査期日

昭和五十七年五月一日

鳥取県告示第四百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
池原整形外科医 院	米子市福市一六九	昭和五十七年四月十日
縄 田 医 院	鳥取市元町四三三	昭和五十七年四月十三日

鳥取県告示第四百五十七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
須 山 医 院	米子市東町五五	昭和五十六年九月十九日
神鳥眼科医院	米子市博労町四丁目三三一	昭和五十六年九月二十八日

鳥取県告示第四百五十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二條において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	名称	所在地
昭和五十七年四月二十三日	山田内科医院	米子市錦町一丁目三九
"	芦立外科脳神経外科医院	米子市西福原三七〇—四
"	荒川耳鼻咽喉科医院	米子市東福原八四一
"	高野歯科医院	米子市東福原三七三
"	山根内科医院	米子市西福原一九一

鳥取県告示第四百五十九号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

届出者の名称	建物の名称	建物の所在地
合資会社野川家具店	合資会社野川家具店	米子市茶町六七番地

鳥取県告示第四百六十号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十七年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

千葉県香取郡の区域

鳥取県告示第四百六十一号

昭和五十七年三月二日付けで東伯郡赤碓町大字佐崎一二番地一勝田川土地改良区から申請のあつた勝田川地区第一工区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
 - 二 縦覧に供する期間
- 換地計画書の写し
- 昭和五十七年五月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碓町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百六十二号

昭和五十七年三月五日付けで智頭町から申請のあつた土地改良（奥山形地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年五月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百六十三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字土地字榎保木九七九の九から九七九の一三まで

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第四百六十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

1 東伯郡関金町大字小泉字小泉奥、大字山口字山口奥（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 東伯郡関金町大字小泉字ブチ三四の四から三四の六まで（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百六十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定に基づき、区画漁業権の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

昭和五十七年四月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 公示番号 海区第一号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類

漁業の名称

漁業時期

第一種区画漁業

はまち、いしだい
小割式養殖業

一月一日から十二月
三十一日まで

(二) 漁場の位置 境港市地先

(三) 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びエを順次直線で結んだ線並びにア及びエを直線で結んだ線によつて囲まれた区域

基点 境港防波堤先端灯台

ア 基点から一三二度（真方位とする。以下同じ。）

三、七四〇メートルの点

イ 基点から一三八度三〇分四、一三〇メートルの点

ウ 基点から一四四度九〇分三、七八〇メートルの点

エ 基点から百三十九度三、三三〇メートルの点

3 制限又は条件

敷設漁具の外郭には、昼夜その敷設位置が判別できるような標識を設置しなければならない。

4 免許予定日 昭和五十七年六月一日

5 免許申請期間 昭和五十七年五月一日から同月十五日まで

6 地元地区 境港市

7 存続期間 昭和五十七年六月一日から昭和五十八年八月三十一日まで